

第1回 第十一次東大和市男女共同参画推進審議会 会議録

日 時 令和7年8月28日（木曜日）午後7時～ 午後8時25分
場 所 中央公民館301学習室
出席委員 古賀委員、西委員、渡瀬委員、後藤委員、鈴木委員、太田委員、岡田委員、檜山委員
島津委員、濱田(綾)委員、濱田(裕)委員、水落委員
欠席委員 0名
事務局 市民生活部長、市民生活課長、総務係
会議の種別 公開
傍聴者数 0名
会議次第 別紙のとおり
配付資料

（1）全委員配付

- （資料1）第十一次東大和市男女共同参画推進審議会委員名簿
- （資料2）会議の傍聴に関する取り決めについて
- （資料3）令和7年度第十一次東大和市男女共同参画推進審議会スケジュール（案）
- （資料4－1）第三次東大和市男女共同参画推進計画令和6年度年次報告書（推進状況調査報告書）
の答申に関する意見書の提出依頼について
- （資料4－2）第三次東大和市男女共同参画推進計画令和6年度年次報告書（推進状況調査報告書）
の答申に関する意見書
- （資料4－3）第三次東大和市男女共同参画推進計画における評価方法について
- （資料4－4）第三次東大和市男女共同参画推進計画令和6年度進捗状況のまとめ
- （資料4－5）東大和市男女共同参画推進計画連絡会議による評価
- （資料5－1）東大和市防災会議の概要及び名簿
- （参考資料）東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例

（2）新任委員のみ配布

- 第三次東大和市男女共同参画推進計画
- 第三次東大和市男女共同参画推進計画（概要版）
- 第三次東大和市男女共同参画推進計画令和6年度年次報告書

1 開会

部 長：それでは、定刻を過ぎております。これより第1回第十一次東大和市男女共同参画推進審議会を開催させていただきます。

進行につきましては、市民生活部長、私、関田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

これより、進行につきましては着座にて進行させていただきます。失礼いたします。

本審議会は、今回より新たな委員任期となります。そのため、本日の審議会につきましては、正副会長が選任されるまでの間、私が会議の進行を務めさせていただきます。

本日の会議ですが、12人の委員さん全てがお見えになってございます。よって、会議のほうは条例第25条第2項に基づき成立していることを報告させていただきます。

2 委任状交付

部 長：続きまして、次第2、委嘱状の交付を行います。

お配りいたしました資料1 第十一次東大和市男女共同参画推進審議会委員名簿の順番に交付させていただきます。

市長がお席までお伺いいたしましたら、ご起立くださいますようお願い申し上げます。

では、よろしくお願いいたします。

— 委嘱状交付 —

部 長：市長、ありがとうございました。

続きまして、次第3、市長挨拶。

和地市長、よろしくお願いいたします。

3 市長挨拶

市 長：改めまして、皆さんこんばんは。市長の和地でございます。

本日はお忙しい中、第1回第十一次東大和市男女共同参画推進審議会にご出席をいただきましてありがとうございます。また、このたびは、皆様、この審議会の委員を快くお引受けいただきましたことを重ねてお礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、この男女共同参画ということに関しましては、様々な層でいろいろな取組や審議が行われているところです。本日のような市の審議会というものもありますし、このほか東京都の男女共同参画審議会という、男女共同参画に関することを調査したり、いろいろと審議をしたりするような審議会がございますが、今年度は東京都の市長会、多摩地域に26市ありますけれども、その市長会のほうから推薦をいただきまして、私とその東京都の男女共同参画審議会の委員に就任させていただいているところでございます。

4月18日にその審議会の第1回の総会がございまして、自己紹介を兼ねて様々な関連する

ことを発言させていただく機会があったんですけれども、私はこの自治体の長という立場や、あとは東大和市の職員がいるという組織のトップとして、性別にとらわれないで、お一人お一人がいわゆる個として存分にポテンシャルを発揮していただけるような、そんなことが重要に感じているんですというお話をさせていただくと同時に、東大和市として様々取り組んでいることで、まずワーク・ライフ・バランスということで、私が就任してから今3年目ですけれども、2年半、様々、働き方改革という形でいろいろな研修やいわゆるワークショップなどを行っているところ、それからインターバル制度といって、今日のお仕事が終わってから明日のお仕事を始めるまでに11時間は空けましょうというものを国のほうでも数年前から奨励しているんですけれども、それは義務ではないんですけれども、うちの市としてはそれを各マネジメント層がきちんと管理をしようということなどをやったりしていると同時に、女性の再就職応援宣言という形で、いろいろなライフステージの中で、どうしても社会活動ができなくなるような場面から1回そういったご家庭というかそちらのほうに入られて、そしてまた自分らしく仕事をしたいな、活躍したいなというときに、なかなか選べる仕事が少なくなったりしているのが現実としてあります。男性もちろん、男女限らずありますので、そういった方でもまた今までの経験を生かしてほしいという形の職員採用ということをやっていますので、そのような話をその場ではさせていただきました。

東大和市においても、市役所だけではなく、市全体で今後の男女共同参画というか、そういう言い方もちょっと時代に対してどうなのかなと思いますけれども、お一人お一人が自分らしく輝ける、そういった市にしていきたいというふうに考えているところでございますので、ぜひ委員の皆様におかれましては、様々な背景や、今日見てもいろいろなところでご活躍されている方をお集まりですので、ぜひ忌憚のないご意見をいただければというふうに期待しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

結びに当たりまして、本日お集まりの皆様のますますのご活躍を祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

部 長：市長、ありがとうございました。

4 委員紹介

続きまして、次第4、委員紹介に移ります。

まず初めに、資料1の第十一次東大和市男女共同参画推進審議会委員名簿をお手元にご用意ください。

今期につきましては、学識経験者3名、事業者につきましては、東大和市商工会から推薦された2名、公募委員につきましては、本年4月15日から5月15日まで公募を行い、その後、東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例第22条第1項及び東大和市男女共同参画推進審議会委員の公募及び選考に関する要領の規定に基づき、庁内設置の選考会における評定審査により選考を行い、7名の方を公募委員として決定いたしました。これにより、計12名の方が第十一次の東大和市男女共同参画推進審議会の委員となります。詳細につきましては、お手元の委員名簿をご確認ください。

また、委員の皆様の氏名につきましては、市公式ホームページにおいて公表させていただきますので、ご承知おきいただきたいと思います。

では、各委員の皆様の紹介をいたします。紹介につきましては、名簿の順にお呼びいただきますので、呼ばれた委員におかれましては、着座のままで構いませんので、一言ご挨拶をいただけたらと思います。

— 委員紹介 —

— 担当職員紹介 —

5 会長・副会長の選任

部 長：それでは、続きまして、次第5、会長・副会長の選任を行います。

会長・副会長の選任は、東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例第24条の規定により、委員の互選によることとなっております。

会長・副会長の役割ですが、審議会の進行、1月下旬に皆様にご審議いただいた答申を市長にお渡ししていただきます。

まず、会長の選任を行います。ご推薦される方はいらっしゃいますか。

— 推薦により、会長・副会長決定 —

(拍手)

— 会長就任あいさつ —

— 副会長就任あいさつ —

部 長：それでは、ここから進行を会長にお願いいたします。

6 会議の傍聴について

会 長：次第の6、会議の傍聴についてということで、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局：それでは、事務局のほうからご説明させていただきます。

資料2のほうをご用意いただければと思います。よろしくお願いいたします。

会議の傍聴に関する取り決めについてでございます。

東大和市情報公開条例30条の規定により、市の附属機関等、今回の審議会は附属機関に入るんですけれども、附属機関の会議は公開となっております。また、公開の方法につきましては、東大和市附属機関等の会議の公開に関する規則2条第1項の規定により、会議の傍聴を希望する方に傍聴を認めるというものとされております。また、第2項では、附属機関は、公正かつ円滑に会議を行うため、傍聴に係る手続その他必要な事項を定めることと規定されていることから、今回の第十一次の審議会の皆様に定めていただく必要があると考えております。

資料をめくっていただきまして、2枚目でございます。

東大和市男女共同参画推進審議会の傍聴について（案）をご覧ください。

こちらは傍聴に関する手続や定員、禁止事項等の必要事項を定めております。本日の会議を傍聴する際には、傍聴人の定員を6名という形を取らせていただいております。なお、この東大和市男女共同参画推進審議会の傍聴について（案）は、前期の第十次の審議会をもって運用上、特段問題がなかったことから、事務局といたしましては、今期も同じような傍聴についてを定めさせていただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上となります。

会 長：ありがとうございました。

事務局から説明がありましたけれども、今までの運用上、特段問題なかったということで、東大和市男女共同参画推進審議会の傍聴についての案について、こちらの第十一次の審議会でもこの案の規定で定めたいと思いますが、いかがでしょうか。ご質問とかも、初めての方もいらっしゃると思いますので、あれば遠慮なく。なかなかぱっと言われて分かりにくいところもありますけれども。前回の審議会は、残念ながら傍聴の方はいらっしゃらなかったんですけれどもね。

規定としてはよろしいですか。ご質問いいですか。

（はい）

会 長：では、ご承認いただきました。ありがとうございます。

それでは、事務局の説明のとおり、東大和市男女共同参画推進審議会の傍聴についてを、傍聴に関する規定というふうにいたします。お手数ですが、資料2の2枚目の（案）というところに、日付の記入と「（案）」の削除ということで、これを規定としたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、今日は傍聴の方はいらっしゃらないということでございますので、傍聴を希望する方がいない場合は、公開するという事になってございますけれども、それについては異議ございませんか。

（異議なし）

では、次に進めさせていただきたいと思います。

7 諮問「第三次東大和市男女共同参画推進計画令和6年度年次報告書について」

会 長：次第の7、諮問に移ります。

事務局、よろしくお願いいたします。

— 市長から会長への諮問書の提出 —

ここで市長は御退室いたします。

— 市長退席 —

会 長：では、諮問内容についての説明の前に、今頂きました諮問書を。

— 諮問書の写し配付 —

会 長：それでは、説明を事務局からお願いいたします。

事務局：それでは、諮問書の内容についてご説明をさせていただきます。

ただ、その前に、ちょっと2点ほど事務局からお願いをさせていただきたいと思います。

議事録を作成させていただく関係で、この会議については録音させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

あと、この会場の話なんですけれども、中央公民館なんですけど、9時半に完全撤収という形になっておりますので、9時までに終わらせるような形でご協力いただければと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、説明をさせていただきます。

今回初めて審議会の委員になられた方もいらっしゃいますので、まず審議会について簡単にお話をさせていただいた後に、諮問内容についてお話をさせていただきます。

まず、お手元に諮問書の写しと、参考資料といたしまして男女共同参画推進に関する条例ですね、一番巻末のほうにお渡しさせていただいた、右上に参考資料というふうに書いてあるものがございまして、そちらを基にご説明をさせていただきます。

まず、東大和市男女共同参画推進審議会は、東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例の4章のところですね、ページでいきますと5ページですね。5ページの一番上のところに4章というところがございます、4章のところであつております、市長の諮問に応じて調査審議をするために審議会を置くというふうに21条に書いてあるところがございます。

ちょっと戻っていただくんですけど、条例8条に推進計画の記載がありまして、あと15条の年次報告という条文の中に記載があるんですけど、市長が審議会に意見を聞かなければならないという規定があるんですけど、その規定を受けて推進計画及び年次報告のことについて意見を聞くことが諮問という形になっております。審議会の委員の方は、この諮問を受けて、内容を調査審議し、市長に対して答申という形で意見を伝えていただくことになります。今回の諮問内容につきましては、先ほど申し上げた第15条の年次報告の規定に基づく諮問となりますので、委員の皆様には、令和6年度、昨年度市が取り組みました男女共同参画の推進に関する事業実績を基に、評価できる点や改善できる点など、次年度以降の取組につながるようなご意見をいただければというふうに考えているところでございます。

では、事務局からの説明は以上となります。

会 長：ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。

(なし)

会 長：令和6年度の実績に対する報告の審議ということでございます。

8 審議事項

会 長：それでは、続きまして審議事項に入ってまいります。

こちらの次第の8番目の審議事項に入ります。

まず、審議会の開催スケジュールについて、事務局から説明のほうをお願いいたします。

事務局：それでは、審議会開催スケジュール（案）についてご説明いたします。

資料の3番、令和7年度第十一次東大和市男女共同参画推進審議会スケジュール（案）をご覧ください。こちらの1枚のものになりますね。

スケジュールにつきましては、資料の左側に記載してある審議会の欄をご覧ください。

本日8月28日、こちらを第1回として、9月30日、10月21日、11月20日、12月18日と開催を予定しております。また、答申がまとまらなかった場合、予備日として1月15日を予備日と設けております。

また、1月につきましては、答申書を市長へ提出、こちらは正副会長のほうで提出のほうをお願いする予定でございます。

右側につきましては、市の取組を記載しております。こちらは市全体ではなく、市民生活課で行っている主な取組を表の中に落とし込んでおります。詳細な日程と併せて、後ほどご確認いただければと思います。

事務局からは以上です。

会 長：ありがとうございます。

それでは、今説明のありましたスケジュールにつきまして、ご意見、ご質問などありましたらお願いいたします。

じゃ、お願いします。

委 員：多分時間は全部7時になるかなと、今までの経験上、思うんですけれども、去年とかもやっぱり結構遅くまでやったと思うんですね。そのときに、働き方改革みたいなことが多分男女共同の取組の中でもあると思うんですけれども、特に職員の方の働き方というのはすごく大事だと思ってまして、この7時にこだわりがあるんですか。皆さんやっぱり参加ができないということも考えてなのか、例えば1時間とか早めて6時とかにすることはできないのかなというのが一つ提案として。

会 長：ありがとうございます。

事務局。

事務局：ありがとうございます。

日程につきましては、やはり働いている方がいらっしゃるという関係で、お仕事が終わってから来ていただくということを踏まえて夜7時からというふうにさせていただいているところです。実はすみません、会議室をもうこれで年間押さえちゃっているところがあるんですけれども、ご心配いただいてすごく感謝しておりますし、私どももやはり働き方改革というのは取り組んでいかなきゃいけないことだと思っているので、ちょっと次年度についてはもう一回、例えば委員の方が当選された際には、時間というのを委員の方の意見を聞かせていただきながら、その中で一番多く出席できるような時間帯というのを検討させていただいてご提案をさせ

ていただければと思いますので、ご協力いただければと思います。ご質問ありがとうございます。

会 長：会議室はもう7時からなんですか。

事務局：会議室自体はいつでも押さえられるんです。ただ、今回押さえちゃっているのは7時からというふうに。

会 長：6時半とかではない。

事務局：夜間がこの会場、中央公民館のお部屋を借りるのに6時からなんです。なので、申し訳ないんですけども、会場設営等の関係で、やはりこの場所の場合は夜7時からということでご了承願いたいなと思っております。

会 長：よろしいですか。逆に6時半ならいいんだけども等意見はありますでしょうか。皆さんが逆に6時半では間に合わないという。6時という結構皆さん、5時に終わって、5時半に終わってということで、という気もするんですけども。すみません、私が勝手に言っちゃって。6時半なら何とかかなりそうみたいなことなので。いや、皆さんそれぞれのライフがあるので、まあ7時でよろしいですか。

(大丈夫です)

会 長：じゃ、今期は7時ということで。ご意見ありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。

今回は全部場所はこちらなんですよね。

事務局：301を。

会 長：なので、さっきのお話だと9時半、9時厳守で、そんなに長くはやりたくないと思っていますけれども、効率よくやりたいなと思っていますけれども。

ほかにご意見とかご質問はありますか。特に初めての人。

では、よろしければこのスケジュールで進めていきたいと思います。

それでは、続きまして、審議事項の(2)にまいります。第三次東大和市男女共同参画推進計画令和6年度年次実績報告書(推進状況調査報告書)の答申に関する意見書の提出依頼について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：それでは、第三次東大和市男女共同参画推進計画令和6年度年次報告書(推進状況調査報告書)の答申に関する意見書の提出依頼についてご説明させていただきます。

資料4-1をご覧ください。

先ほど、次第7、諮問でもご説明をしたとおりなのですが、今後、令和6年度に各課で実施した事業の実績及び評価に対して、審議会からのご意見を令和8年1月に市長へ答申として提出していただく予定でございます。

次回、9月の第2回審議会では、答申にどのような意見を盛り込むかを審議していただく予定としております。より内容が濃い審議会としていきたいという目的で、答申にどのようなことを盛り込んでいきたいかを事前に皆様にご意見いただきたいと考えております。なお、皆様からいただいたご意見をまとめたものを、第2回の審議会の資料として使用させていただきます。

こちらのご意見についてなんですが、資料4-2をご覧ください。

こちらが第三次東大和市男女共同参画推進計画令和6年度年次報告書（推進状況調査報告書）の答申に関する意見書になっております。これから説明する資料、こちらをご確認いただきながら、こちらの意見書に9月10日までにご記入いただきましてご回答いただければと思います。特に意見等がない場合も、その旨をご回答ください。

詳しい回答方法につきましては、1個戻っていただきまして、資料4-1、こちら下半分くらいのところに意見の提出方法という形で書いてございますので、こちらご一読いただいてご提出いただければと思います。

それでは、ご意見を考えていただくに当たって、幾つか資料をお配りいたしましたので、こちらのご説明をさせていただきます。

資料につきましては、4-3、4-4、4-5と書かれているものとなります。それと、こちらのピンク色の冊子、こちらが令和3年3月に策定しました第三次東大和市男女共同参画推進計画となります。既に委員でありました方にはそのときに配付をしております、新しく委員となった方は本日配付していると思うんですが、本日皆さんお持ちでしょうか。大丈夫ですかね。よろしいでしょうか。

それでは、こちらの冊子、8ページをお開きください。

こちら計画の期間ですが、令和3年度から令和12年度の10年間、こちらが計画期間となっております。

次に、こちらの計画の48、49ページをご覧ください。

こちら施策の体系です。左から順に、3つの目標、そしてそれぞれの目標に3つずつの課題があり、その課題に施策の方向性、施策、主な事業というような構成となっております。主な事業や担当部署については、53ページ以降に記載しております。

なお、令和7年4月1日付で当市の組織改正がありましたので、担当部署が異なる、もしくは名称が変わっている、そういった場合がございますので、そちらご了承いただきますようお願いいたします。

また、令和6年度の実際の事業実績は、資料4-4のA3判の横型の資料に記載されております。ホチキス留めをしてあるこちらですね。こちらはちょっとボリュームがありますので、こちらは皆様、後ほどご確認いただきますようお願いいたします。

それでは、計画のほうに戻っていただきまして、ページ数ですと48、49ページ、先ほどの施策の体系の部分ですね、こちらにお戻りください。

49ページの右端、進捗管理、こちらの部分をご覧ください。お読みします。

(1) 男女共同参画推進計画の各施策に基づく具体的な事業の設定、(2) 担当部署における具体的な事業の実行、(3) 東大和市男女共同参画推進計画連絡会議による評価、検証、東大和市男女共同参画推進審議会による諮問に基づく答申、(4) 年次報告書の作成、年次報告書の評価、評価結果に基づく次年度の具体的な事業の検討となっており、米印に記載されておりますよう、(1) から (4) までを繰り返しながら、PDCAサイクルで計画の進捗管理を行うこととなっております。皆様には、(3) の後半に記載されております東大和市男女共同参画推進審議会による諮問に基づく答申という部分を担っていただくことになります。

この進捗管理の方法をまとめたものが、資料4-3の縦長のA3サイズのこちらの資料です

ね。第三次東大和市男女共同参画推進計画における評価方法について。こちらが進捗管理方法をまとめたものとなります。こちらをご覧ください。

(1) 担当部署における自己評価です。こちらに書かれている表ですが、こちらは先ほどのA3横型の資料4-4の資料の抜粋となっております。こちらの抜粋で説明させていただきます。

表の左から1つ目、施策から、4つ目、担当部署までが計画上に記載されている内容となります。そして、右側、5つ目から7つ目の令和6年度事業予定については、年度当初に設定いただいたものになります。それ以降、8つ目以降につきましては、昨年度末から今年度当初にそれぞれ担当部署に調査した結果を記載しております。

右端の事業ごとの担当部署評価の考え方は、表の下吹き出しのとおりとなっております。吹き出しの中にも書かれておりますが、事業の実施・未実施の確認や業務量の把握ではなく、事業が男女共同参画の視点に立って実施しているかどうかの評価ポイントとなります。

次に、(2) 東大和市男女共同参画推進計画連絡会議による評価(課題ごと)です。こちらは、事業を実施する主な担当部署の課長及び女性の副参事職により構成される東大和市男女共同参画推進計画連絡会議による課題ごとの評価となっております。評価基準は、先ほどの担当部署による評価基準と同じ基準を用いております。

次に、(3)、こちらが皆様が担う東大和市男女共同参画推進審議会による諮問に基づく答申(目標ごと)になります。(1)が担当部署による事業ごとの評価、(2)が連絡会議による課題ごとの評価、そしてこの(3)が審議会の皆様による目標ごとの諮問に基づく答申ということになります。

先ほどから答申と何度も申し上げていますが、配付いたしましたクリーム色の冊子、こちらをご覧ください。お持ちでない方はいらっしゃいますか。皆様大丈夫ですかね。お手元にありますかね。

こちらのクリーム色の冊子が、令和5年度の年次報告書となります。こちら、中を開いていただきまして、50ページから51ページをご覧ください。

こちらが昨年度の答申となります。こちら50ページ、51ページ、こちらを参考にいただければと思います。

先ほども申し上げましたが、次回の審議会では、諮問に基づく答申の案についてご審議いただく予定です。最初の会議ですので、答申としてこういったことを伝えていきたいということをご審議いただく予定で、その資料として事前にご意見を伺うものです。資料4-3や4-4をご確認いただき、評価できる点や事業実施における改善、工夫できる点等、計画の事業に関わるご意見等を、先ほど申し上げました回答様式の資料4-2のほうの意見書ですね、こちらのほうにまとめていただければと思います。

意見書の提出についてのご説明は以上になりますので、ご不明な点がございましたら、電話でもメールでも何でも構いません、ご遠慮なくお問合せいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

会 長：ありがとうございます。急にたくさんの夏休みの宿題をもらったみたいになっていますけ

れども。

委員：すみません、お話し中に。3点ございます。

会長：お願いします。

委員：まず、1点目なんですけれども、一応今、審議事項に入っているということで、最初のこちら、資料3、こちら「(案)」は取ってよろしいんでしょうか。審議事項ですよね。なので、「(案)」を取ってくださいというのはお話がされなかったもので、こちらはもう決定と。

事務局：会長、発言よろしいですか。

会長：お願いします。

事務局：すみません、スケジュールなんですけれども、一応皆さんの合意がいただけたということで、「(案)」を取らせていただければなど、それで決定させていただきたいというふうに思いますので、お願いいたします。

委員：すみません、2点目です。ちょっと今曖昧になってしまったので、やはり審議事項の場合は、皆さんの意思を確認されたほうがいいと思ひまして、挙手か、または拍手などで一旦取りまとめたらいかかと思ひました。

会長：分かりました。すみません、私の進行の不手際です。

委員：とんでもないです。本当に申し訳ございません。

あと、3点目です。こちらの意見書なんですけれども、これはデータでいただけるんでしょうか。

会長：お願いします。

事務局：申出がありましたら、メアドを教えてください、そこにデータで送らせていただくので、そこで入力をしていただいて、メールでお返しいただくこともできますので、言っていただければ。もうメールでやり取りされるということでよろしければ、メアドは把握しています。

事務局：いただいています。

事務局：メアドがあればメールで送らせていただきますので、皆様におきましても、そういったご指示をいただければさせていただきますので、お願いいたします。

委員：ありがとうございます。

会長、すみません、ありがとうございます。

会長：ありがとうございます。どんどんご指摘いただければ改善していきますので、よろしくお願いします。

メールのほうはあした以降で、今日以降送っていただければいいですか。今確認したほうが。

事務局：もらった人には全員、あした以降に送らせていただきます。

委員：いいですか。この記載方式は、コロナに入っているいろいろな事情でこういう方式になったんでしょうか。5年前とか、その前の前からは自由闊達な意見をここで述べて、活字にすると書きづらいこともあるし、仕事をしている人もなかなかできない人もいるんで、元のここで闊達に意見を言うような方式に戻すことはできないんですか。はい、どうぞ。どうぞというか、私が言うんじゃない。

会長：事務局いかがですか。

事務局：今回の意見につきましては、紙に書いていただいたものを基に、私どもが素案をつくらせて

いただきます。それで、素案を基に皆様の活発な意見をいただいて1個1個固めていくという
ような形をさせていただきたいので、会議において活発な意見はこちらとしてもお願いしたい
ところでございます。

委 員：そこが前と違うところで、最初に集まったときに、K J法じゃないけれども、皆さんのいろ
いろな意見を集約して、事務局がまとめて、次にこれでどうですかという形でずっとつくり上
げてきたんですよ。発足以来ずっとね。コロナが始まる前までは。それで、コロナの事情があ
りまして、そういう形であまりしゃべらないようにというか、感染の観点からこういう形にな
っているんですよ。だから、私は元に戻したほうがお互いに意見を言いやすいんじゃないかと。
活字にすると非常に制約されるような感じを私は受けております。皆様はちょっとどうですか
ね。

以上です。

会 長：ありがとうございます。先輩の貴重な意見だから、私よりも。私もコロナより後なんで。た
だ、私があまり言っちゃいけないですね。皆さんはいかがですか。活発さがよく分からないの
で。

どうぞ、委員。

委 員：委員の意見も非常に分かるんで、あれなんですけれども、ただ事務局というか、ここでは
っといろいろ出されて、取りまとめるのは非常に多分大変じゃないかなという気はします。あ
らかじめこういう形でもらった中で素案をつくった中でもんでもらったほうが、多分事務局と
してはまとめやすいのかなという気はします。

ただ、素案に関してのみ意見をもらうという形になると、今言われたように、ちょっと言い
づらい部分が多分出てくるのかなという気がします。だから、この会議の中では、一応素案の
中で意見をもらいますけれども、それ以外の部分でもぜひどんどん意見を述べてくださいとい
うような形で開放してもらえれば、前のように。ただ、あまり脱線するものなんですから、素
案がないとあちこち脱線しちゃって話が長引いちゃう可能性も結構あるかなという気もするの
で、一応ベースがこれでというのはいいと思います。ただ、あまり意見とかを妨げるとか、こ
この素案に関してのみいただきますだと、ちょっとあれになるとは思いますけれども、その辺
でやっていただければいいかなと思います。

会 長：ありがとうございます。前のやり方を知っていらっしゃる委員の貴重な意見だと思います。

いかがでしょうか。どうですか。

委 員：いや、こだわりませんよ。私は意見を言っただけですから。

会 長：いや、ありがとうございます。

委 員：まとめていただければ。

会 長：そういうのもフリーにしていく回だと思っていますので。

委 員：いろいろな角度から皆さんがご意見を言われるのがここの審議会ですから、いろいろな経験
値からね。切り口がみんな違いますから、そういう闊達な意見、多角的な意見を言うから、そ
ういうのができれば一番いいんじゃないかと思います。今、委員が言ったような意見もよろし
いんじゃないかとは私は思います。土台にして、闊達な意見をそれにかぶせるということです
ね。事務局は、最初の私の案だったら大変だと思います。まとめるのにね。

会 長：今のやり方しか私もあれなんですけれども、それでも事務局はかなり大変だなという気はするんですが、皆様の結構脱線しながらも、いわゆるフリーに前期はご意見も言っていただいたような気はするんですが、逆に何か書きものがあるとそれを基に意見を言えるみたいなのところもありますし、まあ進めながら、今日はあまりそこまではならないので、進めながら、いや、もっとちょっと議論しようよみたいなこともあれば、それも承りながらなのかなと思いますけれども、どうですかね。

委 員：そこを補足して、この立場からの、会長の立場で、こちらの委員の立場からでも担当したほうがいいと思って補足しますけれども、前期から入らせてもらって、この方法しか知らなかったものですから、そういうふうにやっていたんだというのも、何か思いつくまま言うのもいいんですけれども、この前は、初めて参加したときに、取っかかりがとにかくないと何も言えなかったなという。男女共同参画というテーマでは持っていたけれども、ちょっとこの諮問としてという意味では、いただいたものがあったのはよかったですし、かといってここに書いたことに拘束されたとかそういうこともなく、そのときそのときで思いつくままとか、そういう意味では自由にできたなという経験もあるから、先輩たちのそういう時代も、盛り上がりと呼び覚ましながら、また議論を盛り上げてゴールに向かっていくといいんじゃないかなと思います。よろしくお願いします。補足で。

会 長：ありがとうございます。

最初からこの答申案をイメージするよりは、フリーにと思って私も前期はやらせていただいていた気がするんで、せっかくのご意見なので、やっぱり議論しないといけないと思うし。

委 員：そこが大事ですね。

会 長：それぞれ皆さん得意、不得意分野があって、知らないこともあるので。

委 員：それが一番いいですよ。いろいろな切り口があるというのが一番いい。その審議会のそれぞれの経歴から切り口が違うというのがいいんで、どんなことでもどんどん言って、要するに会議のやり方、K J 法というのがありますけれども、どんな意見でも、駄目な意見というのはありません。全部集約できるようになっていますので、好きなように発言していくということですね。

会 長：ぜひご指導よろしくお願いします。

委 員：いえいえ。

会 長：ご意見もいろいろ聞いていただければと思います。

ほかにご意見、ご不明な点とかありますか。とにかくこの資料、どこを見ていくんだというぐらいたくさんの資料なんで、急に夏休みの宿題がこんなにたくさん来ている感じで、しかも9月の何日でしたっけ。

事務局：9月10日までが。

会 長：10日までなので、まとめる事務局はこれも大変だと思うんですけれども、ちょっと頑張ってください。

あと、ちょっとこの最初の、8ページの計画の期間のところちょっと私が疑問に思ったことなんですけど、ここの中間というか、令和8年度に見直し予定とあるじゃないですか。これというのは、実際は令和8年度に見直しを検討するんですか。それとも令和7年度中に何か見直

しを考えて、8年度から変えていくんですか。

事務局：令和8年度の見直しにおきましては、ちょっと前期の会議のときにお話をさせていただいたんですけども、まだこの第三次東大和市男女共同参画推進計画の進捗が未達成の部分が多かったというところで、まだまだ見直しをするまでもなく、今ある計画を引き続き実施していくことで、男女共同参画、第三次の目標を目指していこうというところで、前回の会議のときに延伸をさせていただいたところがございますので、今回の第三次につきましては、このまま10年間でさせていただきたいというふうに考えておりますので、見直しは今のところ予定はない形です。

委員：ちょい足し・アレンジはないんですか。

事務局：ちょい足し・アレンジも今のところは考えていないですけども、ただ、大幅に例えば法律とかが変わったり、うちのほうの条例の立てつけが変わった場合には、やはり皆さんのご意見をいただきながら見直しのほうをさせていただきたいというふうに考えています。

以上でございます。

会長：分かりました。もし何かそういう動きがあるんだとすると、令和6年度の実績ですけども、少し、やっぱりかなり5年前とは事情が変わってきているんで、僕たちも意識したほうがいいのかと思っていました。

ほかに。

委員：確認なんですけれども、こちら4-4の資料ありますよね。この担当部署のほうなんですけれども、先ほど庁内のいろいろ課とか編成が変わったということで、そういうふうな形で、今現在の担当部署に変更になっている形なんですか。修正になっていますか。

事務局：4-4につきましては今の課になっておりますので、こちらの計画の課とこちらの計画の課がずれてしまっているかもしれません。

委員：じゃ、この4-4のほうを参考にということでオーケーですね。

事務局：それでお願いします。

委員：分かりました。

事務局：補足いいですか。4-4、1ページ目をご覧くださいんですが、担当部署のところで「子ども家庭支援センター〔子ども家庭センター〕」というのが②の延長保育、一時預かり、休日・年末保育、病児・病後児保育の充実のところにあると思います。令和6年度の課名が最初に来て、今年度の課名が括弧内に書かれておりますので、2つ、このような形で、括弧内に書かれているものがあるんですが、括弧内が今年度の担当部署、その前が令和6年度の担当部署となっております。

補足は以上になります。

委員：関連で質問しちゃってよろしいですか。

会長：お願いします。

委員：4-4の資料のところで、令和6年度事業実績のところ、3つ目のところで令和7年度廃止事業というふうにあって、ほかにも令和7年度廃止事業とかいっぱい、いっぱい言い過ぎですけども、複数見受けられるのですが、これは部署が変わったからほかのところやるといことなのか、それとももうこの事業自体が今年度はやらないという、どういう理解。

事務局：これは前期の委員からもご意見をいただいたところで、なくなってしまうと残念だというふうなことをおっしゃっていただいたんですけれども、こちら組織改正がございまして、廃止した事業というふうになっているものでございます。なので、ただ変わった場合は、課名が変わったところで引き続きやっているんですけれども、例えば先ほど言った主な事業の②の延長保育、一時預かり、休日・年末保育云々のところの子ども家庭支援センターの一時預かり事業なんですけれども、子ども家庭支援センターにおける一時預かりというのは廃止になりまして、今は保育園のほうで代わりに一時預かりをやっていただくような形に変わっているのです、市としては廃止ということになりましたので、このような表記をさせていただいているところです。

委員：令和6年度の事業のことなんで、令和7年度のことはこのところに入ってこないんで、逆に今後の課題についてはまたちょっと別口というか。

事務局：そうです、この令和6年度の事業実績の今後の課題というところですので、今後はちょっとないというところで、このような表記をさせていただいたところです。

会長：はい、ありがとうございました。

ほかに今時点で何か気づくこととかご質問とかあれば、見ていくといういろいろ出てくると思いますので、それはまたメールとかでもよろしいんですかね。

事務局：課題とかそういったところではなくて、もう思ったこととかでも、先ほどの調査票のほうに書いていただければ、それを事務局のほうで読ませていただいて、例えばそれが次の会議のときにお返しするような内容であれば、調べてお返しをさせていただきますので、お願いいたします。

会長：この2番目の審議事項につきましては、これでよろしゅうございますか。

(はい)

会長：それでは、3番目の審議事項に入ります。

東大和市防災会議委員について、事務局から説明をお願いします。

事務局：それでは、私のほうから説明させていただきます。

こちらにあります東大和市防災会議委員につきましては、資料5-1の東大和市防災会議の概要のほうをご覧くださいと思います。

こちらにつきましては、総合防災訓練の内容ですとか地域防災計画の修正等を検討する会議体でございまして、年に一、二回の平日の昼間に開催される会議でございます。この防災会議に対しまして、第十次男女共同参画推進審議会から1名を推薦して会議に参加しておりましたが、ここで審議会が改選になりましたことから、東大和市防災会議委員の任期である令和8年3月31日までの残任期間、お引受けいただける委員をここで決めさせていただきたいというふうに考えております。取りあえず、令和8年3月31日までの任期のお引き受けをいただきまして、その任期満了後は、再度皆様のほうからご選任をいただきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

以上です。

会長：ありがとうございました。

それでは、選任を行いたいと思いますが、立候補していただける方はいらっしゃいますか。

委員：すみません、ご質問よろしいでしょうか。

会長：はい。

委員：会議は年に何回あるとおっしゃいましたか。

事務局：資料５－１のほうの２のところを見ていただきたいんですけども、開催回数が年１から２回です。７年度につきましては、第１回は既に終了しているので、ただ、２回目についてはまだ日程が決まっていない状況でございます。会議時間は１時間から１時間半になっておりまして、参加方式は会議室に参加していただくものになります。それで、委員報酬が日額９，０００円となっております、ただ、所得税が引かれてしまうので、こちらの審議会の報酬と同じような形で振り込まれる形になります。それで、任期は２年となっておりますけれども、この男女共同の審議会が改選になったので、取りあえず今回は残任期間について新しくなっていただける方を募集させていただきたいというふうに思っているところです。

すみません、説明が簡略過ぎて申し訳ございません。概要についてはそういうところです。

会長：よろしいですか。今のご質問について。今の回答でよろしいですか。

委員：はい、どうもありがとうございます。

委員：本年度１回目が終わったということで、２年目ということなので、今これ名簿を見ると、そのまま継続していただければいいかなという気はするんですけども、いかがでしょうか。

委員：ほかにいなければぜひ。

会長：よろしいですか。

委員：私は、はい。

(拍手)

会長：では、全員の賛成ということで、委員にお願いしたいと思います。

これは来年３月３１日までですね、今回もね。

事務局：はい。今回の男女の委員さんは２年の任期がございますので、任期満了後はまた募集というお声かけさせていただいて、また決めさせていただければと思いますので。

会長：まずは一旦残りの期間ということで、よろしくお願いします。

９ 閉会

会長：それでは、本日本日の審議事項は全て終了となりました。ご協力ありがとうございました。

以上をもちまして、１回目の審議会は閉会とさせていただきます。

次回は、９月３０日の１９時、７時からということになりますので、本日は、ありがとうございました。

事務局のほうへお返ししますか。何か連絡事項等。

事務局：メールアドレスをいただいている方には様式を送らせていただきますので、今しばらくお待ちください。よろしくお願いいたします。

事務局：いただいていない方も、ご連絡等いただければ、そちらでメール等で資料等を送らせていただくようになりますので。

審議会の資料につきましても、紙で頂きたい場合とメールで頂きたい場合とかがあると思い

ますので、メールで頂きたい場合は、容量オーバーにならない限りはメールで欲しいということであれば送らせていただきますので、そのほかにも何かご連絡いただければ対応させていただきますので、お願いいたします。

会 長：よろしいですか。

事務局：以上です。

会 長：ありがとうございました。

それじゃ、どうもありがとうございました。

— 終了 —